

1 目的

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護支援専門員の業務に関し、次に掲げる基礎的知識及び技術を有することの確認を目的とするものです。(介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号))

- (1) 介護保険制度に関する基礎的知識
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- (3) 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- (4) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

2 日程及び会場

試験日	平成30年10月14日(日) 午前10時開始	
試験会場	東部	鳥取大学鳥取キャンパス (鳥取市湖山町南4-101)
	中部	倉吉体育文化会館 (倉吉市山根529-2)
	西部	鳥取大学米子キャンパス (米子市西町86)

(注) (1) 試験日・会場

- ① 試験日は、平成30年10月14日(日)のみです。
- ② 試験会場は、受験者多数等の場合、同じ圏域で変更(試験会場の追加等)をすることがあります。受験票(受験申込後、鳥取県社会福祉協議会から送付)に記載された試験会場をご確認ください。
- ③ 試験会場付近には、十分な駐車スペースがありません。なるべく、バス、鉄道等公共交通機関を利用してください。やむを得ず車を利用される場合も乗り合わせ等によるご協力をお願いします。

(2) 試験時間

- ① 試験開始時刻は、午前10時です。
- ② 試験時間は、正午までの120分が基本となりますが、身体障害者等に対する受験特別措置等により、試験時間の延長が行われます。いずれも受験票(受験申込後、鳥取県社会福祉協議会から送付)に記載された試験時間をご確認ください。
- ③ 身体に障害等のある受験者が、②の試験時間の延長を受けるためには、「受験特別措置申請書」の提出が必要です。「受験特別措置申請書」は、受験申込書と併せて提出してください。

3 対象者

受験対象者は、下表の①及び②の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者（※平成27年度より改正）

① 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
② 相談援助業務に従事する者（P8の別表1に定める者）が当該業務に従事した期間

（注）要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。従って、当該資格を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に含まれません。

※平成27年～29年に実施されていた経過措置は29年度で終了しました。30年度以降の試験については、上記以外の方は受験できません。

（1）受験地

受験申込み時点で、次の①又は②のいずれかに該当する者が、鳥取県で受験できます。

- ① 対象業務に従事している場合は、勤務地が鳥取県内であること。
- ② 対象業務に従事していない場合は、住所地が鳥取県内であること。

具体例

申込日現在	受験地の基準		受験地
対象業務に従事している場合	勤務地	鳥取県で勤務	鳥取県
		鳥取県以外で勤務	勤務地
対象業務に従事していない場合 又は 無職の場合	住所地	鳥取県在住	鳥取県
		鳥取県以外で在住	住所地

※複数の勤務地がある場合は、主たる勤務地の所在する都道府県での受験となります。

（2）実務経験

① 実務経験の確認方法

実務経験は、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書（P29の様式3）により確認を行います。

② 実務経験証明書の発行が困難な場合

施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、実務経験の有無を確認します。

③ 実務経験期間算定の考え方

実務経験期間は、試験日前日までに満たしていなければなりません。また、実務経験期間の日換算は、1日の勤務時間が短い場合についても、1日勤務したものとみなします。

(3) 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第69条の2に定める登録を受けることはできません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6 **第1項**第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

4 試験内容及び出題範囲

P9～18の別表2（介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲）に示されている内容・範囲です。

5 出題方式、出題数等

(1) 出題方式

五肢複択方式で出題します。

出題方式の例

<p>問 県庁所在地はどれか2つ選べ。</p> <p>1 仙台市 2 大宮市 3 川崎市 4 神戸市 5 北九州市</p>

※例は、2つを選べという問題ですが、実際の問題には、3つ選べというものもありますので、解答する際には、よく問題をお読みください。

(2) 出題範囲及び出題数

区 分	問題数
①介護支援分野 ・介護保険制度の基礎知識 ・要介護認定等の基礎知識 ・居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問
②保健医療福祉サービス分野 ・保健医療サービスの知識等 ・福祉サービスの知識等	20問 15問
合 計	60問

※平成27年度より保有資格によって認められていた解答免除が廃止されました。

(3) 採点方法

介護支援分野、保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格となります。

6 身体障害者等に対する特別措置

身体に障害等のある受験者で、受験に際して配慮が必要であると受験申込書に記載された方については、障害等の程度に応じて必要な対応（P19～21の別表3のとおり）を行います。

この特別措置を受けるためには、「受験特別措置申請書」の提出が必要です。「受験特別措置申請書」は、受験申込書と併せて提出してください。

7 受験手続

(1) 提出書類

受験申込みに当たっては、次の表の書類等を提出してください。

また、提出書類の控え(コピー等)を手元に残しておいてください。申込者に確認する場合があります。

**【提出書類】 全員が①～⑧まで必ず提出してください。
資格保有者は⑨も必ず提出してください。**

※提出書類の省略はできません。

① 受験申込書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の用紙P25(様式1)をコピーし、使用してください。 <参考> P23 受験申込書記入上の注意事項、P24 (記入例1)
② 受験手数料払込受領証のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書の裏面中央に、受験手数料を払い込んだ受領証の<u>コピー</u>を貼付してください。(全面のり付け)
③ 住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込前6箇月以内に発行されたものを提出してください。
④ 返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>92円切手を貼った返信用定形封筒(長形3号:縦23.5cm、横12.0cm)</u>を準備し、<u>現住所及び名前(宛名)</u>を記入してください。受験票、注意事項等を送付します。(※宛名は、<u>〇〇様</u>と記載してください)
⑤ 写真票 (様式2) ⑥ 写真1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の用紙P27(様式2)をコピーし、使用してください。 ・ 写真票に必要な事項を記入し、⑥の写真(申込前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の縦4cm、横3cmのカラー証明写真)を、所定欄に貼付してください。(全面のり付け)
⑦ 提出書類チェック票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の用紙P22をコピーし、使用してください。
⑧ 実務経験証明書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の用紙P29(様式3)をコピーし、使用してください。 <参考> P28 (記入例3) ・ 証明書の作成は、証明権限を有する方が行ってください。 ・ 受験申込書の「実務経験」欄に記入した受験に必要な実務経験期間について、勤務先ごとに実務経験証明書を作成してください。 ・ 申込時点で実務経験期間が受験資格に満たない(試験前日までに満たす)場合は、見込みとして証明書を提出し、平成30年10月24日(水)(郵送の場合は当日消印有効)までに改めて実務経験証明書を提出してください。提出されなかった場合は、受験資格が満たされなかったものとして試験は無効とします。
※実務経験証明者と受験者本人が同一の場合	<ul style="list-style-type: none"> ※実務経験証明者と本人が同一の場合は、本人が発行した実務経験証明書に併せて、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出してください。(紙質は問いません。)
法定資格を有する方が必要な書類	
⑨ 法定資格を証明する書類	<p>【法定資格】医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士)、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記法定資格の免許証・登録証等の写し(裏書がある場合は、裏面も複写する。紙質は問いません。)を提出してください。合格証書は認められません。 ・ 写しの大きさは、できる限りA4版(受験申込書と同じ大きさ)としてください。
※戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> ※受験申込書と、資格証明書の氏名が異なる場合に、提出してください。

(2) 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、7,700円です。(振込手数料は各自でご負担ください。)

6月29日(金)までに、郵便局備え付けの払込取扱票により、下記口座へ払い込んでください。ATMでの払込みも可能です。

払込み後、払込受領証のコピーを受験申込書の裏面中央に貼り付けてください。(全面のり付け)受験手数料が払い込まれていない場合は、受験申込みを受け付けることができませんのでご注意ください。原則、払い込まれた受験手数料は返還いたしません。

加入者名 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
郵便振替口座 01330-1-95741
*通信欄に必ず『介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料』とご記入ください。

◎鳥取県手数料条例(平成12年鳥取県条例第37号)に基づき、受験希望者より、試験問題作成事務手数料(700円)及び試験事務手数料(7,000円)を「受験手数料」として一括徴収します。なお、このうちの試験問題作成事務手数料については、登録試験問題作成機関((公財)社会福祉振興・試験センター)に納付します。

払込取扱票記入例

払込取扱票

00	01330	1	95741
口座記号	口座番号(右側で記入)	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	科 目	種 別	
介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料			
加入者名	郵便振替口座	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	01330-1-95741		
加入者番号	加入者名	おのまき	
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	ご依頼人	
		科 目	
		日 附	
		科 金	
		備 考	

振替払込請求書受領証

01330	1	95741	
口座記号	口座番号	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	科 目	種 別	

おとろろ・おなまきはハッキリと丁寧に!

(3) 受験申込書の提出方法

- ① 受験申込書は、平成30年6月1日(金)から6月29日(金)までの間に、封筒に入れ(一つの封筒に一人分)、次の住所あてに郵送又は持参してください。また、ご不明な点がある場合は、同所にお問合せください。

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部
住所：鳥取市伏野1729-5 (〒689-0201)
電話：0857-59-6336

- ② 郵送の場合は、平成30年6月29日(金)の消印のあるものまで有効とします。申請書類等に漏れがないか確認した上、申請書類等をひとまとめにして封筒に入れ(一つの封筒に一人分)、封筒の表に「介護支援専門員実務研修受講試験申込み」と朱書きして、①の住所あてに簡易書留で送付してください。
- ③ 持参の場合は、平成30年6月1日(金)から6月29日(金)までの平日(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)の午前9時から午後5時までに提出してください。申請書類等に漏れがないか確認した上、申請書類等をひとまとめにして封筒に入れ(一つの封筒に一人分)提出してください。

8 合否通知

受験者に対しては、合格、不合格を問わず、文書で結果を通知します。

合格発表 平成30年12月4日（火）

9 受験申込み後の注意事項

- (1) **受験票は、資格審査等の後、9月中旬頃に発送する予定です。**受験日の10日前までに届かない場合は、お問合せください。
- (2) 受験票、合否通知、実務研修受講に関する通知等は、すべて受験申込書に記載された「現住所」に送付します。受験申込み後、実務研修を修了するまでの間に、名前、住所等の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかにP30の様式4「記載事項変更届」により報告してください。

10 受験上の留意事項

- (1) 受験者は、受験当日は、必ず受験票を持参し、午前9時30分（試験開始時刻の30分前）までに受験票に記載された試験会場に到着してください。
- (2) 不正な方法によって受験しようとしたり、規定に違反した者は、試験を停止し、又は合格を無効とします。
- (3) 筆記用具は、HB又はBの鉛筆を使用してください。
- (4) 携帯電話、ポケットベル等は、電源を切ってください。また、アラーム付きの時計は持参しないでください。
- (5) 試験会場では、試験中の電話の取次ぎはしません。
- (6) 試験2日前から試験会場の建物内の下見をすることはできません。
- (7) 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分とし、それ以降は認めません。また、退室時間は、試験開始後30分経過以降とし、それ以前は認めません。
- (8) 試験問題は持ち帰ることができます。

11 合格の取消し

合格通知後に、試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込みに当たって虚偽又は不正の事実が判明した場合には、合格を取り消します。

12 介護支援専門員実務研修

この試験に合格された方が、合格後に、介護支援専門員実務研修の全課程を修了し、登録申請手続きを行い、介護支援専門員証（有効期限付き）が交付されれば、介護支援専門員としての業務を行うことができます。介護支援専門員実務研修の受講に当たっては、別途、研修受講料が必要です。

介護支援専門員実務研修は、平成28年度よりカリキュラムが変更され、時間数が44時間→87時間に増えました。研修期間は平成31年1月から平成31年6月までの6か月となる予定です。

なお、本試験の合格者の個人情報、実務研修を実施する県指定機関に提供します。この情報は当該研修の管理運営のみに利用されます。